

1. 高付加価値型の新規産業分野の創出

今後、我が国の経済活力を維持していくためには、労働生産性の一層の向上が必要である。このため、上記①に述べたように労働力人口減少を緩和するための対応を進めるとともに、技術革新、人材育成を進め、高付加価値型の新規産業分野の創出を図ることが必要である。

2. 國際的に魅力のある事業環境の創出

また、国際的な大競争が本格化し、企業が国を選ぶ時代の中で、物流、エネルギー、情報通信等の抜本的な規制緩和などによる高費用構造の是正、企業の経営資源の最適活用を図るための企業組織制度の見直し、良質な雇用機会の創出、競争制限的な取引慣行の是正等を推進することにより、国際的に魅力ある事業環境を創出することが重要である。

3. 一定範囲内での公的負担、少子・高齢社会にふさわしい財政構造

さらに、少子・高齢化の進展により、いわゆる国民負担率の上昇は避けられないが、個人や企業の活力や意欲が損なわれることのないよう、公的負担を国民経済の中で一定の適切な範囲内に止め、私的負担との均衡を図る必要がある。

また、将来の世代に不合理な財政負担を残さぬよう財政収支の健全化に取り組むとともに、硬直化した歳出構造を見直し、少子・高齢社会にふさわしい財政構造を実現する必要がある。

③ 公平かつ安定的な社会保障制度の確立

1. 現役世代と将来世代の給付と負担の公平と将来への不安の解消

少子・高齢化の進展に伴い、社会保障に係る負担の増大は避けられないが、介護に対する不安等新たな課題に着実に対応しつつ、現役世代と将来世代の給付と負担の公平が図られるよう、年金制度、老人保健制度を含む医療保険制度を中心に給付と負担の適正化を図ることが必要である。特に、公的年金制度については、人口構成の変化により、将来世代の負担が過重にならない安定的なものとする視点が重要である。

将来に向けて、介護や年金についての国民の不安を解消することは、次の世代を安心して産み育てられるようにするという観点からも重要なことである。

2. 疾病や要介護状態の防止と高齢期における社会参加

また、健康づくりの推進、予防医学の重視やリハビリテーションの充実、食生活などの生活習慣の改善に取り組むことによって、できる限り疾病や要介護状態になるのを避け、医療費や介護費用負担そのものの軽減を図ることも必要である。

さらに、地域におけるボランティア活動など高齢期においても多様な

社会参加を推進することも重要である。

(2) 社会面の影響への対応 －地方行政体制の整備や教育内容の改善が必要－

① 地方行政体制の整備、地域の活性化

1. 地方行政体制の整備

住民に対する基礎的なサービスの提供水準を維持する観点から、例えば、市町村合併の推進や広域行政の推進を図るなど、方が責任をもって円滑に住民サービスを提供するという観点に立って、地方行政体制の整備を行っていく必要がある。

2. 地域の活性化

また、基本的にほとんどの地域で人口が減少する中で、いかに地域を活性化させるかという観点からも、住民の多様な要請に応え、住民自身の積極的な参加を得ながら質の高い自立的な地域社会を形成していくため、地域連携の推進等既存の行政単位の枠を超えた広域的な対応が求められる。

② 子どもの独創性と社会性を養う教育と健全育成

1. 独創性のある人材の育成

学校教育においては、知識の一方的な教え込みに偏りがちな教育を改め、子どもたちが自ら学び自ら考える力を身につけることができるような教育、体験的な学習や個性を尊重する教育の充実など教育内容・方法などの改善を図る必要がある。このような教育は、独創性のある人材の育成にも資することが期待される。

2. 子どもの社会性を養う仕組みづくり

また、家庭や地域社会の人々、様々な関係機関や団体などが互いに理解し協力し合いながら、子どもの豊かな体験の場や機会を提供するとともに、子ども同士の集団形成を支援し、子どもの社会性を養う機能を社会的に支える仕組みづくりを進める必要がある。このことは、地域の治安状態に対する親の不安の解消にもつながる。

(関係審議会等における検討)

以上は、少子化の影響への対応という観点から、考えられる主な対策の柱とその基本的な考え方を示したものであるが、これらの対策については、必ずしも少子化の影響への対応という観点のみから論じるのは適当ではないと考えられる。

したがって、現在進行中の各般の構造改革を推進することを始めとして、今後、各専門の関係審議会等において、少子化の影響への対応という視点を踏まえながら、更に検討が進められ、その検討結果に基づき、適切な対応がなされるべきで

ある、と考える。

2 少子化の要因への対応

(1) 少子化の要因への対応の是非

—個人の望む結婚や出産を阻む要因を取り除く対応を図るべき—

① 少子化の要因への対応はすべきでないとする考え方

1. 具体的考え方

人口減少社会への対応に関しては、少子化の影響への対応にとどめるべきであって少子化の要因への対応はすべきでないとする以下のような考え方がある。

- ア) 結婚するしない、産む産まないは個人が決めるべき問題である。
- イ) 地球規模では人口は増加していることを考えると、日本の少子化はむしろ望ましい。
- ウ) 結婚や出産という個人的な問題への対応の効果はあまり期待できない。

2. 個人の問題とする考え方についての意見

1. ア) の考え方については、先に述べたとおり、大部分の者が結婚を望み、結婚すれば理想子ども数を平均2.6人としている現状の下において、基本的には「個人が結婚をし子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、これを妨げている要因を除去すること」の必要性までを否定するものではないと考える。

3. 地球人口との関係からの考え方についての意見

1. イ) の考え方については、地球規模では人口は増加していても、日本が人口の増加までを目指すのではなく、著しい人口減少社会になるのを避けようとするのであれば、現在の国際社会の枠組みを前提とし、これから日本が国際社会において貢献する必要があることを考えあわせると、批判を受けるようなことではないと考えられる。

4. 対応の効果との関係からの考え方についての意見

1. ウ) の考え方については、個人が望む結婚や出産を妨げる要因への対応を図り、それを取り除くことができれば、その結果としての出生率の回復への効果は一定程度期待できるはずだと考える。それは、例えば、北欧諸国など男女の共同参画の進んだ諸外国における最近の出生率は1980年代に比べ高い水準となっていることからもうかがえる。

② 少子化の要因への対応をすべきとの考え方

先に述べたとおり、少子化の影響への対応を相当思い切ってするとしてもなお、21世紀半ばまでを視野に入れると、人口減少社会の姿は相当深刻な状況となることが予想される。個人が望む結婚や出産を妨げる要因を取り除くことができれば、それは個人にとっては当然望ましいし、その結果、著しい人口減少社会になることを避けることが期待されるという意味で社会にとっても望ましい。

このような観点から、少子化の影響への対応とともに、少子化の要因への対応についても行っていくべきである、というのが当審議会の基本的な考え方である。

この場合、戦前・戦中の人口増加政策を意図するものでは毛頭なく、妊娠、出産に関する個人の自己決定権を制約してはならないことはもとより、男女を問わず、個人の生き方の多様性を損ねるような対応はとられるべきではない、ということが基本的な前提である。

③ 子どもを育てるについての社会的責任

子どもは、次代の社会の担い手となるという意味で社会的な存在であることを認識し、また、高齢者の扶養が公的年金制度により社会化され、介護については公的介護保険制度の導入により社会的な支援を深めようとしている状況も考慮すれば、子どもを育てるなどを私的な責任（家族の責任）としてだけ捉えるのではなく、社会的な責任である、との考え方をより深めるべきである。

この考え方については、子育ては親の責任であるという基本をゆるがせにすることにつながるという意見もある。

いずれにせよ、我が国社会として、今後「子どもを育てる」とに対して、どれだけ社会的に支援し、公的に関与していくべきかの判断にも関わり、また、家族観にも関わる重要な問題でもあり、今後、国民的な議論を更に深めていく必要がある。

④ 少子化の要因への対応に当たっての留意事項

また、少子化の要因への対応に当たっては、下記のような指摘があることに留意する必要がある。

1. 子どもを持つ意志のない者、子どもを産みたくても産めない者を心理的に追いつめるようなことがあってはならないこと。
2. 国民のあらゆる層によって論じられるべきであること。
3. 文化的社会的性別（ジェンダー）による偏りについての正確な認識に立ち、そのような偏向が生じないようにすること。例えば、女性は当然家庭にいるべき存在といった認識に立たないこと。
4. 優生学的見地に立って人口を論じてはならないこと。

⑤ 少子化の要因への対応と外国人の受入れとの関係

なお、少子化の要因への対応を論ずるに当たっては、労働力人口の減少等少子化の影響への対応としての外国人の受入れの是非についての方針をまず明確化すべきではないか、とする意見がある。

しかしながら、少子化の影響への対応としての外国人の受入れを考慮するとしても、出生率の低下を補完できるほどの急速かつ大規模な外国人の受入れは現実的でないのみならず、我が国の方針により、外国人の受入れを所与の前提として政策を論じることは適当ではなく、その方針の如何にかかわらず、少子化の要因への対応を図っていく必要がある、と考える。

(2) 少子化の要因への対応のあり方

—固定的な男女の役割分業や雇用慣行を是正し、

子育て支援の効果的な推進を図る—

(結婚や出産の妨げとなっている要因への対応)

少子化の要因への対応のあり方を論ずるに当たっては、繰返しになるが、妊娠、出産に関する個人の自己決定権を制約してはならないことはもとより、男女を問わず、個人の生き方の多様性を損ねるような対応はとられるべきではない。

したがって、少子化の要因への対応としては、以下に述べるように、これまでの我が国社会全体のあり方を問い合わせ直す中で、すべての個人が、自ら結婚や出産を望んだ場合には、それが妨げられることのないよう、結婚や出産の妨げとなっている社会の意識、慣行、制度を是正していくとともに、子育てを支援するための諸方策の総合的かつ効果的な推進を図ることが重要である。

① 固定的な男女の役割分業や仕事優先の固定的な雇用慣行の是正

1. 意識・慣行・制度の是正

ア) 制度の見直しと国民の意識や企業風土の見直し

少子化の要因への対応としては、現状においてとりわけ女性がその自由な意思で個人の生き方を選択することを妨げている固定的な男女の役割分業の実態や家庭よりも仕事を優先することを求める固定的な雇用慣行を問い合わせ直し、これを是正することに取り組むべきである。

その際、生き方の選択自体は個人の自由であって直接関与すべきではなく、その選択によって、租税負担や社会保険料負担に不平等が生ずることのないよう中立的な制度に改めることにとどめるべき、との意見がある。

しかし、男女の役割分業や仕事一筋の生き方を選択することは個人の自由であることは確かだが、そういう生き方が慣行となって、それとは違った生き方を選択しようとする者の妨げになっている以上、そ

これはもはや単に個人の生き方だけの問題として片付ける訳にはいかない。また、これらの実態や慣行は、社会の中で長い間に培われ、相当根強いものがあると考えられ、租税負担や社会保険料負担に関する制度のは正のみで速やかにその変革を図ることは現実的には困難であることも想像できる。

イ) 個人の生活と仕事の両立を誰もが尊重し合う方向での取組

したがって、固定的な男女の役割分業の実態や雇用慣行を是正するためには、制度はもちろんあるが、それを支えている国民の意識や企業風土そのものを問い直し、個人の生活と仕事の両立を誰もが尊重し合い、仕事の仕方も工夫するという方向での取組を行うことも必要と考える。

2. 今後検討すべき課題

以上のような認識に立って、制度、慣行面において今後検討が必要な課題として、以下のものが挙げられる。

ア) 仕事優先に関わるもの

- ・ 長時間残業、休日出勤、年休取得の未消化
- ・ 産休、育休取得がその後の昇進等に響くような人事慣行
- ・ 同僚・顧客との付き合いなどの慣習による勤務時間外における拘束時間の長さ、家に仕事を持ち帰っての残業

イ) 女性の就業に関わるもの

- ・ 結婚退職、出産退職の慣行
- ・ 中高年齢女性のいわゆる正社員としての中途採用枠の少なさ

ウ) 就業形態の多様化に関わるもの

- ・ 終身雇用制とそれを支える賃金体系、昇進制度、退職金等
- ・ 新卒中心の一括採用形態

エ) いわゆる正社員と短時間労働者、非就業者との公平性、中立性に関わるもの

- ・ 企業における扶養（配偶者）手当のあり方
- ・ 所得税における配偶者控除制度のあり方
- ・ 年金制度及び医療保険制度における被扶養配偶者の位置付けのあり方

② 子育てを支援するための諸施策の総合的かつ効果的な推進

1. エンゼルプランの推進

子育て支援のための施策としては、既に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定され、以下のような基本的方向の下で重点施策が展開されている。

ア) 子育てと仕事の両立支援の推進

- ・ 育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進等雇用環境を整備。

- ・ 低年齢児保育の拡充など保育サービスの整備を図るとともに保育所制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化。

イ) 家庭における子育て支援

- ・ 男女共同参画社会をつくりあげていくための環境づくりなどを含め、家庭生活における子育て支援策を強化。
- ・ 安心して出産できる母子保健医療体制を整備するとともに、地域子育てネットワーク（連携体制）づくりを推進。

ウ) 子育てのための住宅及び生活環境の整備

- ・ 良質な住宅の供給を促進することによる生活様式に応じた住宅の確保。
- ・ 子どもの健全な成長を支えるため、遊び等の場、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設等を整備するとともに、子どもにとって安全な生活環境を整備。

エ) ゆとりある教育の実現と健全育成の推進

- ・ 子育て家庭の子育てに伴う心理的な負担を軽減するための、ゆとりある教育を実現。
- ・ 青少年団体の諸活動、文化・スポーツ活動等の推進による多様な生活・文化体験の機会の提供、子ども同士や高齢者との地域社会におけるふれあい、ボランティア体験などを通じて子どもが豊かな人間性を育めるような家庭や社会の環境づくりを推進。

オ) 子育て費用の軽減

- ・ 子育てに伴う家計の負担の軽減を図るとともに、社会全体としてどのような支援方策を講じていくか検討。

2. 少子化の要因への対応という観点からみた留意事項

先に整理を行った少子化の要因についての対応という観点からみた場合、子育て支援についての施策を進める上で特に次のことに留意すべきである。

ア) 子育てにかかる機会費用の上昇への対応

女性の社会進出が進行し、女性の平均賃金が上昇する中で、子育てを選択することによって継続就業を断念した結果、失うこととなる利益（子育てにかかる機会費用）が上昇していることを考慮すると、仕事と育児の両立のために、雇用環境を改善すると同時に多様な保育サービス等を確保することが特に重要である。

イ) 仕事と育児の両立支援

仕事と育児の両立を望むのは、一部の継続就業志向の女性に限られるので、その支援方策を講じても、その効果は一部における限定的なものとなるのではないか、との指摘がある。

しかし、各種の意識調査では、継続就業を望ましいと考える女性の割合は着実に増加する傾向にあり、また、仮に出産や育児の際の休業

制度や保育制度が整っていれば継続就業を望む女性の割合は相当程度増加する、といった結果が見られる。

また、少子化の影響への対応として、労働力人口の減少という局面において、女性の就労の拡大が時代の要請となることを考えあわせれば、仕事と育児を両立させるための支援方策は着実に推進していかなければならない。

ウ) 核家族化、都市化の進展への対応

核家族化、都市化の進展により、育児に親族や近隣の支援も受けにくくなっている、また、地域の治安にも不安が高まっていることから、家庭における子育ての精神的、肉体的負担を軽減することも重要である。

エ) 子育てのための経済的負担軽減措置

子育てに伴う養育費や教育費などの経済的負担の大きさが理想の子ども数を持たない理由の一つとなっていることから、子育てを社会全体として支援するとともに、子どもの有無や数に応じた公平性を図るという観点から児童手当の充実や租税負担の軽減など子育て世代の経済的負担軽減措置について検討する必要があるという意見がある。

また、出生率回復への効果という面では、経済的負担軽減措置よりも、仕事と育児を両立させるための支援方策の方がはるかに有効であるという意見もある。

これらの意見については、それぞれの方策の持つ意義、現実的な可能性や効果を総合的、多面的に考慮し、検討する必要性があろう。

オ) 子育ての持つ楽しみや喜びの再確認

子どもを育てるの大変さ、仕事と育児の両立の困難さが強調されるあまり、子育ての持つ本来的な楽しみや喜びといったものが忘れ去られるような風潮を懸念する意見がある。また、これまでの仕事一筋の生き方の中で、父親は子育ての楽しみや喜びを体験する貴重な機会を失っているという指摘もある。

子育てには様々な苦労や困難があることは確かであるが、また大きな楽しみや喜びもあり、それを再確認することも必要である。そのためには、男女共に生涯学習など様々な機会を通じて、子どもを育て家庭を営む喜びや意義を理解したり、学ぶことも有益であろう。

カ) 乳幼児期における女性の就労支援方策

子どもの健全な発達という観点から、乳幼児期においては母親は育児に専念すべきであり、したがって、少なくとも乳幼児期の子どもを持つ女性の就労を支援することは好ましくない、とする意見もある。

しかし、父親はもとより、様々な保育サービス、地域社会などが一体となって、母親とともに育児を支えることができれば、母親にのみ育児される場合より、様々な人たちの愛情の中ではぐくまれ、むしろ子どもの健全な発達にとって望ましいとも言える。また、歴史的にみ

て、例えば大家族制の下で農業が主流であった時代は、母親も生産労働に従事していたように、母親がひとりで育児に専念しその負担が重くなったのは、都市化、被用者化が進んだ時期以降のことである、との指摘もある。

こうしたことからかんがみれば、乳幼児期における女性の就労支援方策を講ずることは否定されるべきものではない、と考える。もとより、子どもの福祉に最大限の配慮が払われ、これが確保されるべきは当然である。

3. 今後検討すべき課題

以上のような留意点を踏まえ、今後さらに検討が必要な課題として、以下のものが挙げられる。

ア) 雇用環境の改善に関するもの

- ・ 育児休業制度の定着促進（育児休業給付の活用促進）、企業による独自の育児休業の充実（期間の延長、育児休業給付の充実）
- ・ 代替要員の確保による育児休業を取得しやすい環境整備
- ・ 職場における保育サービス等への支援の充実
- ・ 勤務時間制の弾力化、勤務形態の多様化（フレックスタイム（弾力的勤務時間）制、在宅勤務やサテライトオフィス（企業が通勤負担の軽減を目的に通常の勤務地より自宅に近い場所に設置する事務所）勤務など職住一体又は職住近接勤務）
- ・ 短時間労働者の良好な待遇・労働条件の確保
- ・ 就業コースの多様化、復職後の就業コース変更の多様化
- ・ 派遣労働者の積極活用

イ) 子育て支援に関するもの

- ・ 低年齢児保育を中心とする保育需要への対応
- ・ 公的な保育サービスを受けることができない者に対する支援
- ・ 延長保育、休日保育、病児保育等多様な保育サービスの提供
- ・ 学童保育の整備
- ・ 職住近接の住宅の整備、職場に近い住宅への子育て世帯優先入居
- ・ 専業主婦（夫）家庭における子どもの一時保育等育児者の精神的、肉体的負担を軽減する措置
- ・ 専業主婦をはじめ、子育てに対する不安や孤立感を持つ親に対する子育て相談等子育てを地域で支援していく仕組みづくり
- ・ 家庭教育に関する相談、情報提供体制の整備等
- ・ 子育て世帯に対する経済的負担軽減措置のあり方
- ・ 年金制度における対応のあり方

なお、以上の課題を検討するに当たっては、現行施策も含め、効果についての分析、見直しを行い、より効果的な推進を図る必要がある。

また、雇用環境の改善に関しては、その結果、企業が仕事と育児の両

立を望む者の採用そのものを手控えることにつながらないようにする、という視点が重要である。

③ 今後、更に議論が深められるべき課題

1. 不妊が原因で子どもができない男女への対応等

子どもを持ちたいのに不妊が原因で子どもができない男女は、相当数存在していると考えられる。人工授（受）精など生命倫理に関わる面もあり、その点については慎重な議論が必要であり、また、子どもを産みたくても産めない者を心理的に追いつめるようなことがないよう十分留意しつつ、不妊治療の研究の推進などを検討していくことが必要である。

頻繁な妊娠中絶による健康破壊や女性主導の避妊法の普及していないことなどの状況を踏まえ、女性が生涯にわたり主体的に健康を維持できるような支援のあり方を検討する必要がある。

2. 多様な形態の家族のあり方

選択的夫婦別姓や通称使用の拡大、同棲など多様な形態の家族のあり方についての社会的な寛容度を高めることが、長期的に婚姻率ひいては出生率の回復につながる可能性についても議論を深める必要がある。

この点に関しては、選択的夫婦別姓は我が国社会の根幹に関わるものであり、慎重に考えるべきとの意見もある。

また、婚外子の問題については、我が国の民法が法律婚主義を採用していることなどを踏まえつつ、今後、国民的な議論を進めていくとともに、制度における婚外子であるが故の不利益的取扱いの是正や婚外子に対する社会的偏見の解消を図っていく必要がある。

VI おわりに ～人口減少社会を「ゆとりと潤いのある社会」に～

少子化が今後の我が国社会全体に及ぼす様々な計り知れない影響にかんがみ、少子化の背景や要因を幅広い視点に立って見極めながら、それへの政策的な対応を真剣に考える必要がある。

（少子化は現在及び未来の我が国社会全体の状況に関連）

少子化の要因は多岐にわたるが、少子化は、基本的には、家庭や企業活動における固定的な男女の役割分業の下で、経済の成長と発展を強く志向し、その恩恵を享受してきた我が国社会全体の状況が深く関連しており、また、個人が子どもを産み育てることを負担と考え、更には未来の社会に対する様々な不安を感じていることを反映しているとも言えよう。

（未来に希望を感じる社会の展望の必要性）

このような状況については、今後、更に掘り下げた議論や調査並びに学際的な研究を行い、その過程で政府、地方自治体はもとより、国民一人ひとり、家庭、地域、企業それぞれが考えていくと同時に、我が国社会への警鐘として重く受け止め、個人が子どもを産み育てることを負担と感じることなく未来に希望を感じることのできる社会の展望を示さねばならない。

(少子化への対応)

人口減少社会においては、人口が増加し続けてきたこれまでの時代に形成された諸制度や慣行は見直されなければならない。このため、まず、現在進められつつある経済構造改革、社会保障構造改革、財政構造改革などの構造改革を確実に実行し、少子化の影響への対応をする必要がある。

あわせて、子どもを産み育てる上で様々な不安や負担を感じるようになっているこれまでの我が国社会全体のあり方を問い合わせし、少子化の要因への対応をする必要がある。少子化の要因への政策的対応は、労働、福祉、保健、医療、社会保険、教育、住宅、税制その他多岐にわたるが、中核となるのは、固定的な男女の役割分業や雇用慣行のは正と、育児と仕事の両立に向けた子育て支援である。これらを着実に推進しつつ、それを基点としてその他の関連施策全般に展開していくことが求められている。

(性別や年齢による垣根を取り払う新たな雇用環境の創出)

とりわけ、企業等が定年制や終身雇用、年功序列型賃金などの固定的な雇用慣行を改め、女性や高齢者などあらゆる個人がその意欲に応じて就労できるよう性別や年齢による垣根を取り払う新たな雇用環境を創出していくことは、少子化の影響への対応、少子化の要因への対応両面の観点から極めて重要な課題であり、人口減少社会への対応の基本となるべきものと考える。

(新しい家族像を基本に据えた新しい地域社会、企業風土)

そして、このような取組を行うことは、男女が互いに尊敬し合って、喜びや愛情をはぐくみあえるような社会、個人（男女）の自立や自己実現と他者への貢献が両立するような男女共同参画社会の実現を目指すということである。我々は、男女が共に育児に責任を持つとともにその喜びも分かち合えるような新しい家族像を基本に据えて、家庭における子育ての孤立感や不安を受け止めることのできるような新しい地域社会、仕事と家事・育児さらには介護とを両立しつつその意欲や能力が活かされるような新しい企業風土を形成しなければならない。それは、次世代育成への社会的な連帯を図る、という形で我が国社会の新たな枠組みの構築を目指すということでもある。

(ゆとりと潤いの感じられる社会)

このようにして実現される社会は、仕事と育児の両立に配慮が払われ、男女共にその能力が最大限に活かされるような、人口減少社会に対応した新たな効率性

が發揮される社会である。また、出生率の回復への期待とともに、結婚や子育てに希望が持て、子育ての持つ本来的な楽しみや喜びを夫婦ともに実感できるゆとりと潤いの感じられる社会であると言える。

(未来に希望の持てる安心できる社会)

当審議会は、こうした取組を通じて、将来に対する国民の様々な不安を取り除き、未来に希望持てる安心できる社会を構築していくことが人口減少社会への対応として最も重要と考える。

しかし、我が国の人団問題を考える場合に、地球規模での人口問題に対する視点も忘れてはならない。世界人口は1950年の約25億人から現在は57億人と倍以上に膨れ上がり、2050年代には約100億人に至ると予想されている。このような人口増加、地球環境や地球資源に及ぼす影響も考慮し、環境・資源問題への取組も求められる。

また、外国人の受入れについては、我が国経済社会に大きな問題が生じることも懸念されることから、安易な考え方立ってなしくずし的に行われることのないよう、その是非や方法について、関係の場で正面から十分に議論すべきである。

(本報告書の性格)

この報告書は、少子化の背景や要因等につき、少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方等について様々な論点や考え方を整理したものである。

もとより、少子化、そして人口減少社会をどう考え、将来の我が国社会はどうにあるべきと考えるかは、「はじめに」においても述べたように、最終的には国民の責任であると同時に国民の選択である。

今後、本報告書を少子化、そして人口減少社会に関する国民的な議論の出発点として、国民のあらゆる層や関係各方面において大いに議論がなされ、来るべき人口減少社会への対応に関する国民的合意が形成され、今後の我が国が目指すべき社会に向けて、政府、地方自治体をはじめ企業、地域社会、そして家族、個人それぞれの幅広い国民的な取組が進むことを望むものである。

人口問題審議会委員等名簿

| | | |
|-----|-----|----------------------|
| 麻生 | 誠 | 放送大学教授 |
| 阿藤 | 誠 | 国立社会保障・人口問題研究所副所長 |
| 井上 | 俊一 | 日本大学教授 |
| 岩渕 | 勝好 | 産経新聞社論説委員 |
| 大石 | 泰彦 | 東京大学名誉教授 |
| 大淵 | 寛 | 中央大学教授 |
| 岡村 | 憲美 | 早稲田大学教授 |
| 木治 | 清美 | 共立女子大学教授 |
| 熊崎 | 子子 | 日本労働組合総連合会副事務局長 |
| 河野 | 栄洋 | (株)リクルート代表取締役社長 |
| 河野 | 太郎 | 全国生命保険労働組合連合会中央執行委員長 |
| 小林 | 登 | 甲南女子大学教授 |
| 坂元 | 正一 | 日本母性保護産婦人科医会会长 |
| 清家 | 篤 | 慶應義塾大学教授 |
| 袖井 | 孝子 | お茶の水女子大学教授 |
| 千葉 | 一男 | 王子製紙(株)相談役 |
| 坪井 | 栄孝 | 日本医師会会长 |
| 福田 | 歛一 | 東京大学名誉教授 |
| 水越 | さくえ | (株)イトーヨーカ堂取締役 |
| 南宮 | 裕子 | 兵庫県立看護大学学長 |
| 宮澤 | 健一 | 一橋大学名誉教授 |
| 宮武 | 剛 | 毎日新聞社論説委員 |
| 八代 | 尚宏 | 上智大学教授 |
| 山本 | 正也 | 日本アクチュアリー会参与 |
| ○吉原 | 健二 | 厚生年金基金連合会理事長 |

(専門委員)

| | | |
|----|-----|------------------------|
| 網野 | 武博 | 東京経済大学教授 |
| 岡崎 | 陽一 | 元日本大学教授 |
| 金子 | 武治 | 国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長 |
| 木村 | 陽子 | 奈良女子大学助教授 |
| 河野 | 稠果 | 麗澤大学教授 |
| 高山 | 山慧之 | 一橋大学教授 |
| 田昌 | 弘 | 東京学芸大学助教授 |

◎ 会長 ○ 会長代理